

婦人関係資料シリーズ
法規資料 第十號

婦人の經濟活動に関する法令

労働省婦人少年局

はしがき

戦後、婦人はすべての法律の上で男子と同等の地位に上げられ、それまで無能力者として扱われていた家庭や社会の経済生活において男子と同様の社会的責任を持つことになりました。

この資料は、婦人が経済活動を行う上に参考となる法令を採集したものです。婦人が経済生活を賢明に担い、その能力をのばすために少しでもお役に立てば幸と存じます。

一九五四年三月

労働省婦人少年局

目次

一	日本国憲法	一
二	民法	一
三	労働基準法	一
四	労働基準法施行規則	一
五	女子年少者労働基準規則	一
六	職業安定法	一
七	職業安定法施行規則	一
八	労働者災害補償保険法	一
九	労働者災害補償保険法施行規則	一
十	健康保険法	一
十一	厚生年金保険法	一
十二	生活保護法	一
十三	母子福祉資金の貸付等に関する法律	一
十四	母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令	一
十五	母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則	一
十六	児童福祉法	一
十七	戦時病者戦没者遺族等援護法	一
十八	未婚妻等虐待防止法	一

一 日本国憲法

第十二條 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十四條 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十七條 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第三十條 国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負ふ。

二 民法

第十四條乃至十八條 削除（尋の無能力規定削除）

第百七十條 左に掲ゲタル債權ハ三年間之ヲ行ハザルニ因リテ消滅ス

(三)

一 醫師 產婆及ヒ果削師の治術 勸告及ヒ調劑ニ関スル債權

第百七十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母 配偶者及ヒ子ニ対シテハ其ノ財産權ヲ害セラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第百七十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。

第百五十八條 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後、これを変更することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危くしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

夫婦財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第百六十條 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に關して第百三條と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帶してその責に仕する。但し、第百三條に對し責に仕しない旨を予告した場合は、この限りでない。

第百六十二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

第百八十六條 被相続人の直系尊属は、左の規定に従つて相続人となる。

一 親等の異なる場合には、その近い者を先にする。

二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第百八十八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系尊属があるときは、その直系尊属は、前條の規定に従つてその有と同順位で相続人となる。

第百八十九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がない場合には左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹

第百九十條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第百九條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系尊属及び配偶者が相続人であるときは、直系尊属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系尊属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しいものとする。但し、嫡出でない直系尊属の相続分は、嫡出である直系尊属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第百三條 共同相続人中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資
本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈與

(三)

の価額を加へたものを相換財産とみなし、前三条の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の価額を控除し、その残額を以てその資の相続分とする。

遺贈又は贈與の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異つた意思を表示したときは、その意思表示は、遺哲分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

第九百四條 前條に属する損失の価額は、受贈者の行爲によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその価格の増減があつたときでも、相続開始の當時を以て原状のまゝであるものとみなしてこれを定める。

第六十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として左の額を受ける。

直系卑屬のみが相続人でゐるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一

二、その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

三、勞働基準法

第四條 使用者は労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。

序十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業する期間及びその後は三十日間並びに産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は解雇してはならない。

(後略)

第三十九條 (前略)

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は第一項の規定の適用についてはこれを出勤したものと同みなす。

第六十一條 使用者は、滿十八才以上の女子については、第三十六條の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働をさせてはならない。但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要を計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかゝわらず

第六十二條 使團者は、荷十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使團上

勞働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて午後十一時及び午前六時とすることができるとある。

又、罰則によつて労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第一項の規定にかゝわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかゝわらず午前五時三十分から労働させることができる。前項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日労働させる場合又は第八條第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電結の事業若しくは中央労働基準審議會の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

第六十三條 使用者は、端十八寸に滿たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせ又は命ぜらるべし。

(五)

第十四條 第十五條以上の女子を就かせてはならぬ業務の範囲は、別條各号の中次に掲げるものとする。

一 第一号及び第二号

(註一) 売田の火火その他取扱の業務

2. 溶接による売田の製造若しくは改造又は修繕の業務

二 才四号恒し、是上能カ五トン未満のものを除く

(註四) 起重機運転の業務

三 才十号乃至才十三号

(註一〇) 是上能カ二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター

一の組立、移動若しくは解体の作業主仕者の業務

カ 溶融炉、金属溶解炉又は電気溶接の作業主仕者の業務

ハ 金属の熱間圧延の作業主仕者の業務

三 三十馬力以上の原動機による制限圧力ニキログラム毎平方センチメートル以上の空気圧縮機

四 才十五号

(註一六) 積載能力二トン以上の人荷昇用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター運転の業務

五 才十八号乃至才二十号

(註一八) 高圧(特別高圧を含む)電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務

一九 運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は副

帝の掛換の業務

二〇 天井走行起重機の玉掛け又は合図の業務

六 才二十二号

(註二二) 動力による土木建築用機械又は船舶荷役用機械の運転の業務

七 才二十四号

(註二四) 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横びき削りのものを除く)又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務

八 才二十六号

(註二六) 操車場構内における軌道車輛の入換運搬連結又は解放の業務

九 才二十八号乃至才三十二号

(註二八) 蒸気又は圧縮空気による圧機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務

二九 動力による打抜機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

三〇 バイレン機を用いる碎物の破壊の業務

三一 木工用かんま機、単軸面取機を用いる業務

三二 岩石鉱物の破砕機に材料を送給する業務

十 才三十八号乃至才四十三号

(註三六) 船、水銀、クロム、砒素、黄りん、亜素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、蒸気若しくは粉じんを飛散する場所における業務

三九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四〇 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務

四一 九太足場の組立又は解体の業務恒し、地上における補助作業を除く

四二 直径三十五センチメートル以上の伐木の業務

四三 木馬道、修ら又は修築等による木材搬出の業務

士、第四十六号乃至第四十九号

(註) 46. 多量の高温物体を取扱ふ業務及び著しく暑熱な場所における業務

47. 多量の低温物体を取扱ふ業務及び著しく寒冷な場所における業務

48. 異常気圧下における業務

49. ごく岩盤、鉄打機の使用によつて身体に著しい振動を与える業務)

第十六條 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一、大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務

二、著しく精神的神経的緊張を必要とする業務

三、注意に中断できない業務

四、運搬、牽引、持ち上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務

五、身体の筋力、振動及び衝撃を伴う業務

六、その他中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する業務

使用者が次に掲げる措置を講じた場合においては、前項の規定はこれを適用しない。

一、第一号乃至第三号の業務について、使用者が生理日の労働者に対し特別の休憩時間及び休憩の

ための施設その他必要施設を供したる場合

二、第四号及び第五号の業務について、その作業が断続的であるか、又は極めて短時間である業務で

あるとき、使用者が生理日の労働者とその作業に就かせないよう必要措置を講じた場合

三、各号の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各号以外の業務につかせる措置を講じた場

合

前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、使用

者は、その者と就業させてはならない。

六 職業安定法

第三條 何人も、人種、国籍、信條、性別、社会的身分、内地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

第三十二條 何人も有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術と必要とする職業に従事する者の職業をあっ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性と審査する

とともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるた

め、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなけ

ればならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保

証金から、その損害を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審

議会に諮問のうえ定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮

問のうえ定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に同じとする事項は、命令でこれを定める。
第三十三條 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

労働大臣が前項の許可を与すには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可を与す場合には、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に同じ必要事項は、命令でこれを定める。

第三十三條の二 学校放育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業した後、六箇月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者若しくはその住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の販賣の中から、職業紹介事業に關する業務を担当する者を定めて、自己に代つてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十三條の三 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行おうとする者に対し、第三十三條第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに当り取り扱うべき雇用の範囲その他雇用の範囲を定めることができる。

前條第一項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする学校の長は、その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、届出をすることができる。

第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、商賣業その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができる。

第三十四條 第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、職業安定機関以外の者が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同條第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出をした場合において、第十六條及び第十七條の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十二條から第三十三條の二までの規定によつて職業紹介事業を行う者は、その業務に關して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

七 職業安定法施行規則

第二十四條 法第三十二條第一項但書の美術、音楽、演劇その他特別の技術と必要とする職業は、次に掲げるものとする。

- 一、美術家
- 二、音楽家
- 三、演劇家
- 四、科挙者
- 五、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健婦、助産婦及び看護婦
- 六、弁護士、弁護士及び計理士

- 七 理容師
 - 八 調理士及び特別の作法を必要とする配膳人に従事する者
 - 九 マネキン
 - 十 映画演劇関係技術者
 - 十一 美術モデル
 - 十二 家政婦
 - 十三 その他中央職業安定審議会の意見を聞いて労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業
- (後略)

八 労働者災害補償保険法

- 第十二條 この法律で保険する災害補償の範囲は左の各号による。
- 一 療養補償費(命令で定める金額未滿で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、療養費の全額。但し、命令で定める金額は通帯起り得る負傷及び疾病について、通別療養七日間に要する費用の平均額を標準としてこれを定める)
 - 二 休業補償費(休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除くものとし、休業一日につき平均賃金の百分の六十)
 - 三 障害補償費(別表に定めるもの)
 - 四 遺族補償費(平均賃金の十百分)
 - 五 葬祭料(平均賃金の六十百分)
 - 六 打切補償費(平均賃金の十二百分)
- (後略)

第十五條 第十三條第一項第一号乃至第四号及び第六号の規定による保険給付は、これを補償を受けるべき労働者、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

第十二條第一項第五号の規定による葬祭料は、葬祭を行う者に、これを支給する。

第十六條 第十二條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定めるところにより、命令の定める期間毎にこれを支給する。但し、主務大臣は、必要と認めるときは、別段の定めをなすことができる。

第二十一條 保険給付を受ける権利は、労働者の遺族によつて変更されることはない。

第二十二條 保険給付として支給を受けた金額を標準として租税その他の公課を課してはならない。

九 労働者災害補償保険法施行規則

第七條 遺族補償費は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしないでも事實上婚姻と同様の関係にある者と含む。以下同じ)に支給する。

配偶者がない場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

前二項の規定に該当する者がない場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前三項の規定に該当する者がない場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で第二項の規定に該当しない者並びに労働者の兄弟姉妹で前項の規定に該当しない者とし

支給の順位は前段に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、労働者が遺言又は使用主に対してした予告で、同項の規定に該当する者のうち遺族補償費を受けべき者と時に指定したときは、これに従う。

遺族補償費を受けべき順位の同じ者が二人以上あるときは、これとその他の人数により等分して支給する。

遺族補償費を受けべきであつた者が死した場合には、遺族補償費を受け得る権利を失う。前項の場合においては、第一項乃至第五項の規定による順位の者が死を免れて第二項乃至第六項の規定により遺族補償費を支給する。

第十一條 遺族補償費の請求書には、正に掲げる書類を添付しなくてはならない。

一 労働者の死に診断書、死体検案書、検視調査その他の労働者の死を証する書類又はその写

二 遺族補償費を受けべき者の本籍、労働者との続柄又は関係及び氏名に因する市町村長（東京都の区のある区域並びに地方自治法第五十五條第二項の市にあつては区長）の証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本を以てこれにかえることができる。）

三 遺族補償費を受けべき者が婚姻の届出はしないが事実上婚姻と同様の関係にある者であるときはその事実を認めることができる書類。

四 遺族補償費を受けべき者が配偶者以外の者であるときは、第七條の規定による先順位者のないことと証することができる書類。

五 遺族補償費を受けべき者が第七條第二項又は第三項の規定に該当する者であるときは、労働者の死に當時その収入によつて生計を維持していた事実又は労働者の死に當時これと生計を一にしていた事実を認めることができる書類。

六 遺族補償費を受けべき者が第七條第五項に規定する時に指定された者であるときは、これを証する書類である書類。

別表第一

身体障害等級表

第

級

身

体

障

害

第七級

凡 女子の外貌に著しい醜状を残すもの

（労働基準法第十二條の平均賃金の五六〇日分）

第十二級

五 男子の外貌に著しい醜状を残すもの

（労働基準法第十二條の平均賃金の一四〇日分）

第十四級

一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

（労働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分）

十 健康保険法

第五十條 被保険者が分税シタルトキハ分税費トシテ被保険者ノ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ被保険者が分税ノ日前四十二日、分税の日以後四十二日以内ニ於テ労働ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬月額ノ百分ノ六十二に相当スル金額ヲ支給ス

第五十條ノ二 被保険者が分税シタル場合ニ於テノノ出産費ヲ補償セタルトキハ補償金トシテ分税ノ

日ヨリ起算シ引就キ九月間哺育期間一月ニ付二百円ヲ支給ス但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一
月トス

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容スルコトヲ得

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ付シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ第五十條第一項ノ規
定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相当スル金額トス

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ付シテ支給スベキ出生手当金ニ付テハ第四十六條ノ
規定（註）ヲ準用ス

（註） 一曰ニ付豫算報酬ノ額ノ百分ノ四十）

第五十四條 出産手当金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金ハ之ヲ支給セズ

第五十九條ノ二 被扶養者ガ保險区及保險業削師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ
療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ付シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付テテ支給ス

キハ被保險者ニ付シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付テテ支給ス
家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十ニ相当スル額トス但シ現ニ支払フベキ療養ニ要シタ
ル費用ノ百分ノ五十ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

（後略）

第五十九條ノ五 被保險者ノ配偶者ガ分娩シタルトキハ被保險者ニ付シ配偶者ガ分娩費トシテ十月ヲ支給ス
前項ノ場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ被保險者ニ付シ哺育手当金ヲ支給ス
前項ノ哺育手当金ノ支給ニ関シテハ第五十五條ノ二及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

十一 厚生年金保險法

第六十條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者（后出ヲ應サザル

人事吏上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被
保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス
被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六才以上ノ子若ハ孫、又ハ被保險
者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六才未満ノ子、祖父若ハ祖母ハ之ヲ遺族トセズ但シ被保險者
又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引続キ不具養族ニ因リ労働能力ナキ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條ノ二 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後
ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

（後略）

第六十六條ノ三 第三十三條、第三十四條、第三十八條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺
族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

前項ノ一時金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ同項ニ掲グル順位ニ依ル
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條ノ六 寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺児年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保
險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ
受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十才以上ノ寡婦
二、被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十才未満ノ寡婦ニシテ被保險
者若クハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ

維持シタル十六才未満ノ子又ハ被保険者ノ被保険者タリシ者若ハ障害年金ヲ受ケル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具喪喪ニ因リ労働能カナキモノ

三 被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受ケル者ノ死亡當時五十五才以上ノ寡夫

四 被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受ケル者ノ死亡當時十六才未満ノ子

五 前各号ニ掲グルモノノ外被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受ケル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具喪喪ニ因リ労働能カナキ者

第二十六條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 保険給付トシテ支給ヲ受ケル金額ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 保険給付ヲ受ケル権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條ノ二 保険給付ヲ受ケル権利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ若ガ支給ヲ受ケベキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金ハ之ヲ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

第三十三條 養老年金ノ支給ヲ受ケル者ガ死亡シタル際ハ其ノ若ノ死亡當時胎児タル子任ルトキハ其ノ子出生ノ際ハ其ノ死亡ニ因シ遺族年金ヲ受ケベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金及障害年金ノ総額ガ養老年金ノ六十分ニ相当スル金額ニ満タザルトキハ其ノ遺族一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十四條 被保険者タリシ期間二十年以上ナル者ハ第三十一條第一項後段ノ規定ニ該当スル者ヲ含ム以下同ジノガ養老年金ノ支給ヲ受ケルコトヲクシテ死亡シタル際ハ其ノ若ノ死亡當時胎児タル子任ルトキハ其ノ子出生ノ際ハ其ノ死亡ニ因シ遺族年金ヲ受ケベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ若ガ支給ヲ受ケルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六十分ニ相当スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ支給ヲ受

ケタル障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ヲ控除シタル残額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ規定ハ第三十八條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケル場合ニ於テハ之ヲ適用セス

第三十七條ノ二 別表第一ニ定ムル喪失ノ程度一級ニ該当スルニ因リ障害年金ヲ受ケル者ノ配偶者又ハ十六才未満ノ子ニシテ障害年金ヲ受ケル者ガ喪失ト爲リタル當時其ノ若ニ依リ生計ヲ維持シタルモノアルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二十四百円ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受ケル者ガ喪失ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具喪喪ニ因リ労働能カナキ子ニ付テハ十六才以上ト雖モ之ヲ加給ス

第二十六條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受ケル者ガ喪失ト爲リタル當時胎児タル子ニ付テハ之ヲ準用ス

第三十八條 被保険者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受ケル権利ヲ有スルモノガ死亡シタル際ハ其ノ若ノ死亡當時胎児タル子任ルトキハ其ノ子出生ノ際ハ其ノ若ノ死亡ニ因シ遺族年金ヲ受ケベキ者ナキトキハ被保険者タリシ者ノ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ支給ヲ受ケゴトヲ得ベカリシ養老年金ノ六十分ニ相当スル金額（国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法第十二條第三号ノ規定ニ依ル保険給付ヲ受ケタル者以外ノ者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受ケル権利ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ障害年金ノ額ノ計算ノ基礎ト爲リタル標準報酬月額ノ十百分ニ相当スル金額ニ満タザルトキハ其ノ金額）ヲ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ総額ヲ控除シタル残額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十九條 被保険者タリシ期間二十年未満ナル者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受ケル権利ヲ有スルモノガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ若ガ被保険者ノ遺族喪失ノ際支給ヲ受ケルコトヲ得ベカリシ脱退手当金ニ相当スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ支給ケタル障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ヲ控除シタル残額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

(後略)

第四十四條 被保険者タリシ期間二十年以上ナルモノガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族ニ對シ遺族年金ヲ支給ス

(後略)

第四十五條 遺族年金ノ額ハ左ノ通りニ依ル金額トス

- 一 養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族ニ對シ遺族年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額
- 二 被保険者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ養老年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルモノガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族ニ對シ遺族年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額
- 三 被保険者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ養老年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルモノガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族ニ對シ遺族年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額

第四十六條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ遺族年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ受クル権利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ同順位者ナクシテ後順位者ナルトキハ其ノ遺族年金ヲ支給ス

一 死亡シタルトキ
二 婚姻ヘ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ムシタルトキ又ハ養子縁組
三 子又ハ孫ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具喪疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除クガキハ才ニ達シタルトキ
四 不具喪疾ニ因リ勞働能力ナキ遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第四十七條 遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル際ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時胎児タル子ニ在リトキハ其ノ子出生ノ際ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ被保険者タリシ者ノ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六分ニ相當スル金額ヘ國家公務員災害補償法第三十三條若ハ勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ勞働者災害補償保険法第三十二條第三号ノ規定ニ依ル保険給付ヲ受ケタル者以外ノ者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルモノニ在リトキハ其ノ障害年金ノ額ノ計算ノ基礎ト爲リタル標準報酬月額ノ十分分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額ノ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス但シ既に支給ヲ受ケタル養老年金・障害年金又ハ遺族年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ総額ヲ控除シタル残額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十八條 被保険者タリシ期間六年以上二十年未満ナル被保険者ガ死亡シタル場合若ハ被保険者ノ資格喪失前ニ死シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ死シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死亡シタル場合又ハ別表第一ニ定ムル喪疾ノ程度一級ニ該當シタルニ因リ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族ニ對シ遺族年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ遺族年金又ハ養老年金ノ支給スベキトキハ其ノ期間之ヲ支給セズ

第四十九條 遺族年金ノ額ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ノ平均標準報酬月額ノ二分分トス

第五十一條 遺族年金ノ額ヲ以テ遺族年金ノ額トス

第五十二條 遺族年金ノ額ノ加給ス

料、遺言に依りて（要請）を認められ、被保険者たる子に受けるべき利益は、被保険者が死亡當時胎児タル子に在ルトキハ其ノ子出生の際ニ他ニ遺囑年金ヲ受クベキ子ナキトキハ亦三項ノ規定ニヨル一時金ヲ被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺囑年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ総額ヲ控除シタル残額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給

(四)

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ二第一項ニ規定スレ被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ有ノ遺族ガ被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際其給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手当金ニ相当スル額トス

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 (前略)

被保険者タリシ期間六月以上二十年未満ナル被保険者が死亡ニヨリ被保険者が遺族ヲ喪失シタルトキ又ハ被保険者タリシ期間六月以上二十年未満ナル女子タル被保険者が婚姻又ハ分娩ノ爲被保険者が遺族ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被遺者ニ當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者健康保險法ノ規定ニ依リ傷病手當金若ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險法ノ規定ニ依ル失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ付シテハ喪返手當金ハ之ヲ支給セズ

(後略)

第五十八條 政府ハ厚生年金保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス

保険料額八厘三十四條第一項（第二十五條）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八条二項ノ規定ニ依リ

計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付被保険者ノ標準報酬月額ニ保険料率ヲ乗シテ得タル額トス

第三十二條ノ規定ニ依ル被保険者ノ其ノ被保険者ト爲リタル日ノ保険料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

ス

第一項ノ規定ニ依リ徴收スル保険料ノ保険率ハ左ノ如シ

一、坑内夫タ儿被保陰着二付子八十分ノ百二十三

二、坑内夫タル被保險者以外ノ男子タル被保險者ニ付テハ十分ノ九十四

三、女子タル被保險者ニ付テハ十分ノ五十五

四 第二十二條 規定ニ依ル被保險者ニ付テハ十分ノ七十八

十二生活保護法

第十一條 保護の種類は、左の通りとする。

生活扶助

二、教育扶助

住宅扶助

四、**医燦扶助**

五、出產扶助

六、生業扶助

七、葬祭扶助

前項各号の扶助は、要保護者の必要に依り、運給又は併給として行われらる。

第十大條 出產扶助は、困窮のため最低限度の生活を持続することのできる位置に対して、左に掲げる事

項の範圍内において行われる。

今べんの介助

二、分べん前及び分べん後の処置

三、産婦、ガ―ドその他の衛生材料

第三十五條 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができず、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

前項但書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五條の規定により準用される第四十九條の規定により指定を受けた助産婦に委託して行うものとする。

前條第四項及び第五項の規定は、出産扶助について準用する。

十三、母子福祉資金の貸付等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行うことと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の増進を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）と別居した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ）をしていない者及びこれに準ずる左の各号の一に掲げる女子をいう。

- 一、離婚した女子であつて更に婚姻をしていない者
- 二、配偶者の生死が明らかでない女子
- 三、配偶者から遺棄されている女子
- 四、配偶者が海外にあるためその扶養を受けることが出来ない女子
- 五、配偶者が精神又は身体障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる女子
- 六、前各号に掲げる者と準ずる女子であつて政令で定める者

2. この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

〔参照〕 第一項第六号の「政令」は、本法施行令第一條

（貸主及貸付の種類）

第三條 都道府県は、配偶者のない女子であつて、民法（昭和二十九年法律第六十号）第八百七十七條

の認定により更に児童を扶養してゐる者（以下「養育者の有い者」として、以下「児童を扶養してゐる者」という。）に対し、左の各号に掲げる資金を貸付けることができる。

- 一 事業を開始するのに必要な資金（以下「事業資金」という。）
- 二 就職に際し必要な資金（以下「就職資金」という。）
- 三 事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金（以下「技能習得資金」という。）

四 技能習得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得してゐる期間中の生活を持続するのに必要な資金（以下「生活資金」という。）

五 事業を継続するのに必要な資金（以下「事業継続資金」という。）

六 その他扶養してゐる児童に専任教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一條に規定する高等学校若しくは大学に就学させ、又は医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十一條に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を受けさせるのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

七 その他扶養してゐる児童が事業を開始し、又は就職するため必要な知識、技能を当該児童に習得させるのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

2 前項の場合において、修業資金又は修業資金の貸付については、その貸付により就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が、連帯債務を負担する指主として加わらなければならない。

3 前二項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により高等学校又は大学に就学してゐる児童が二十歳に達した後でも、その者が当該学校を卒業するまで無断して行ふことができない。その者が引渡さず、大学に就学した場合又はその者が引渡さず、当該引渡さず、大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学を卒業し、又は当該実地修練を終了するまで、これを同様とする。

4 前三項の規定による資金の貸付期間中にその貸付を受けてゐる第一項に規定する者が、次の場合においては、修業資金の貸付により就学してゐる者が当該学校を卒業し、若しくは当該実地修練（大学に就学し、実地修練を受ける者が、当該大学を卒業後直ちに実地修練を受ける場合においては当該実地修練を含む。）を終了するまで又は修業資金の貸付により知識、技能を修得してゐる児童が当該修練を終了するまで若しくは修業資金又は修業資金の貸付を継続して行ふことができる。但し、修業資金についてはその者が二十歳に達した後、この限りでない。

（貸付金額の限度）

- 第四條 前条の規定により貸付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、左の各号に掲げる通りとする。
- 一 生活資金の貸付は、五万円以内
- 二 事業資金の貸付は、一万五千円以内
- 三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内
- 四 生活資金の貸付は、技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得してゐる期間中本人につき月額千円以内及びその扶養してゐる児童一人につき月額五百円以内
- 五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内
- 六 修業資金の貸付は、高等学校に就学する者に限るとして、就学期間中月額七百円以内、大学に就学し、又は実地修練を受けてゐる者に限るとして、就学期間中又は実地修練の期間中月額二千円以内
- 七 修業資金の貸付は、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

（改正）第六号の一部改正（第一次改正）

（貸付方法及び利率）

第五條 貸付金の償還期限は、生活資金については借入期間全通後四年以内、事業資金及び修業資金は、

（改正）第六号の一部改正（第一次改正）

いとは、抵当期間満期後五年以内、技能習得資金及び生活資金については、抵当期間満期後二十年以内とし、償還期手取費、半取費、償還又は月賦償還の方法によるものとする。但し、貸付金の貸付を受けた者、いつまでも繰上償還をすることが出来る。

2 貸付金の利率は、年三厘とする。但し、抵当期間中は、無利子とする。

3 第一項の抵当期間は、生活資金及び支度資金については、貸付の日から一、手取、技能修得資金、生活資金及び修得資金については、知識、技能を習得する期間が満了して、大國府を経過するまで、修得資金については、当該修得資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業して後、(その者が引継ぎ修得資金の貸付により大学に就学した場合又はその有若しくは当該引継ぎ大学に就学した者が卒業後直ちに修得資金の貸付により更に修得を受ける場合においては、最終の大学を卒業し、又は更に修得を終了した後)大國府を経過するまでとする。

(保証人)

第九條 貸付金の貸付を受けた者、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と異なりして債務を償還するものとし、その保証債務は、第九條の規定による連帯金を包含するものとする。

(貸付の決定)

第十條 都道府県は、貸付金の貸付の申請があったときは、現置置社本へ昭和二十二年法律第六十四号第八條に規定する都道府県児童福祉審議会(以下「都道府県児童福祉審議会」という)の意見を聞いて、貸しつけるかどうかを決定しなければならない。

(一時償還)

第十一條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が左の各号の一に該当する場合に、第五條の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者と対し、いつでも貸付金の全部又は一部を一時償還を請求することが出来る。

- 一、 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- 二、 産婦の申請その他の不正な手段により貸付を受けたとき。
- 三、 償還金の支拂を怠つたとき。

(連帯金)

第十二條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支度期間中に償還金又は前條の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額百円につき一日四銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支拂当日までの日数により計算した連帯金を徴収する。但し、当該支拂期日に支払はないことにつき、貸付金の借入を停止し、貸付金の貸付を受ける権利があるものと認められるときは、この限りでない。

(貸付の停止)

第十三條 都道府県は、左に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、将来にわたって貸付金の貸付をやめることができる。

- 一、 貸付金の貸付を受けた者が第八條第一号又は第二号に該当する場合。
- 二、 貸付の目的を達成する見込みないと認められる場合。

(委任事項)

第十四條 第三條から前條までに定めるものの外、貸付金の貸付の手続、貸付金の償還その他、貸付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(参考) 「政令」日本法施行令第一條、第十條

(特別会計)

第十五條 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2. 前期の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び附十五条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金へ利子及び繰上金の規定による返納金を含む。以下同じ。①及び附屬雑収入を以てその繰入とし、貸付金をもつてその繰出とする。

軍の債権

第十三條 國庫、公債、公金の財源として、郵遞行爲が特別会社に課入される税額と同一の金額を、差引手として、郵便料金に併し付けらるゝとする。

と、都道府県は、この法律による償付金の償付業務を趣止したる日、その際における未償付額及びその残において支拂を要した償付金の償付金の額の二分の一に相当する金額を、政令の定めるところにより、国に償還し、是れ九日以内なり。

る。樹根の位置による腐付の干渉に因し、根腐は追腐同、厚生腐令と定める。

（本則） 第一項の「政令」は本政施行令第十一條 第三項の「官制令」は 本法施行規則第一條
右の第一條第二項第三項

(續付紫雲の報告)

第十師條 前道所承知事は、之の支辨にある給代金の繰付兼尋の状況と關し、厚生省金の定めるよりするに
より、厚生大臣に報告しき付れはなむ其以。

（參照）（兵庫省令）Ⅱ本法施行規則第一章

（父母相敬重）

第十五條 撫遠府聚仁縣字相被賣之蠻人

又 母子相談會は、配偶者のない女等であつて理に思ふを披露してゐる者に対し、婦上相談員に應じ、その旨に依り、指導等を行ふ等、これらの趣の趣意の増進に努める。

母子相謀賈賄、社会の希望があり、目録、刑場に預けする母子相謀賈賄の情状を述べ、これに必要の知識を得ようとする。母子の、刑場に預けする母子相謀賈賄の情状を述べ、これに必要の知識を得ようとする。

母子相談員は、作務動として、その悪習を行つたに心算を戒用の升腹を受ける。

この法律により母寺相隣界に墾する費肉は、御直府縣が支弁し、国庫の税金の定めるところにより、その二かの一を負担する。

第五項の「政令」に「本法施行令第一八条

(建築等の設置の許可)

第十大條 国又自地分公共団体の設置した事務所その他の公共施設の管理者は、既婚者の若い女子であつて現に児童を扶養している者からの申請があつたときは、その公共施設敷地において、新聞雑誌、文芸、事務用品、食料品その他の物を、取戻し、又は理髪費、美容費等の支払を付うために、施設又は理髪所、美容所等の施設を設置することを行ふように努めなければならない。

2. 前項の規定により、特定店の権の譲渡を欲するときは、前項の特定店が、前項の組合の外に、必ずしもその業務に競争しなげねばならぬ。

○ 都道府県知事は、第一項に規定する次府その他の演説の機会及びその機会を円滑にするため、当該都道府県内各府の候補者等と協議を行う。但つ、公衆的施設内における次府等の演説の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を当該府のなり女子であつて、別に同意を決定してゐる者に知らせる措置を講じなければならない。

（東京品販売の軒馬）

第十七條 日本興業公社は、配偶者のない女子であつて、夫の財産を継承してゐる者かたは、その財産法（昭和二十四年法律第四十一号）の規定による継承は同この小売人の指定を附属したとて、同法律第三十一條第一項各号の一に該当する場合を除き、その貨を製造するこの小売人の指定するさうに等かなければなら

らぬ。

前條第二項の規定は、前項の規定により、小売人に指定された者について準用する。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六中

昭 料 換 査 災 費

母子福祉資金

に改める

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 母子福祉資金に要する経費

附則（第一次改正の附則）

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。
第四條中「五百円以内」を「七百円以内」に改める。

十四 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令

内閣は、母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二条第一項第六号、第十條中「三百五十円」及び「五百円」を「三百五十円」と「七百円」に改める。

（法第二條第一項第六号に基きする女子）

第一條 母子福祉資金の貸付等に関する法律（以下法）という。第三條第一項第六号に基きする女子は左の各号の一に掲げる女子とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が法令により長期にわたつて拘束されているためその扶養を受けることができない女子

二 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）により不妊治療を受けている女子であつて、既に婚姻をしていない者

（貸付の申請）

第二條 貸付金の貸付を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した貸付申請書を、その居住地（修業資金又は修業資金については、法第三條第一項に規定する者の居住地とする。）を管轄する社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に基きする福祉に関する申請所（以下「福祉申請所」という。）の長（同法附則第七條の規定により置かれた組織の長を含む。以下「福祉申請所長」という。）を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。但し、福祉申請所を設置しない町村の区域内に住所を有する者は、当該町村長を経由して提出することとできる。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日

二 貸付を受けようとする資金の種類及び金額、償還の期限及び方法並びに該借得資金、生活資金、修業資金又は修業資金については、貸付を受けようとする期間

三 貸付を受けようとする理由及び資金の使途についての計画

四 申請者が現在扶養（民法（昭和二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の規定による扶養をいう、以下同じ。）している児童及び申請者の家族の状況

五 保証人となるべき者に附する事項

六 前各号に掲げるものの外、都道府県知事が必要と認める事項

2. 前項の貸付申請書には、保証人となるべき者の保証書及び都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3. 福祉事務所を設置しない町村の長は、第一項但書の規定により、貸付申請書を受け取った時は、すみやかに、当該申請書を当該町村の長官を管轄する福祉事務所に送附しなければならない。

4. 福祉事務所の長は、第一項本文又は前項の規定により貸付申請書を受け取ったときは、すみやかに、必要調査を行い、意見を付して、当該申請書を都道府県知事に送付しなければならない。

(貸付決定通知書の交付等)

第三條 都道府県知事は、法第六條の規定により、前条第一項の申請者に対し貸付金を貸付ける旨の決定があつたときは、貸付金の種類及金額、償還の期限及び方法並びに技能習得資金生活資金修学資金又は修業資金については貸付期間その他の必要事項を記載した貸付決定通知書を、同條第四項の規定により、貸付申請書を送付した福祉事務所の長を経由して、当該申請者に交付しなければならない。

2. 都道府県知事は、法第六條の規定により、前條第一項の申請者に対し貸付金を貸し付けない旨の決定があつたときは、同条第四項の規定により、貸付申請書を送付した福祉事務所の長を経由して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3. 前二項の場合において、福祉事務所の長は、当該申請者が福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有するときは、当該町村長を経由して貸付決定通知書を交付し又は貸付金を貸し付けない旨を通知することができる。

(借附書の提出)

第四條 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、法第六條の規定による保証人の連署した借附書を、貸付の申請につき經由した福祉事務所の長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第五條 技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金は、各月のはじめに、当月分を交付するものとする。但し、特別の事情があるときは、数月分をあわせて、あらかじめ、交付することを妨げない。

(氏名又は住所の変更)

第六條 貸付金の貸付を受けた者又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、貸付金の貸付を受けた者当該貸付金が修学資金又は修業資金である場合においては、その貸付を受けた法第三條第一項の規定する者とし、その者の死亡後は、その貸付により就学し、若しくは実地修業を受け、又は知識、技能を習得した者とする。本條において、以下同じ。は、すみやかに、その居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、貸付金の貸付を受けた者が住所を変更したときは、旧居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して届け出るものとする。

(修学資金の交付の停止及び減額)

第七條 都道府県知事は、修学資金の貸付により就学している者が休学したときは、その休学をはじめた日の属する日の翌日から復学の日の属する月の前月までの間につき、修学資金の交付をやめ、又はその額を減額することができる。

2. 修学資金の貸付により就学している者が休学をはじめ、又は復学したときは、当該修学資金の貸付を受けている法第三條第一項の規定する者へその者の死亡後は当該修学資金の貸付により就学している者とする。は、すみやかに、その居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(貸付金の増額)

第八條 既に技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付を受けている者は、その貸付金の額が法第四條第三号、第四号、第五号又は第七号の規定による限度額にみたない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、その限度額の範囲内において、貸付金の増額を申請する事ができる。

2. 前項の規定により貸付金の増額を申請する者は、保証人の保証書と交付した増額申請書を、その居住
地（当該貸付金が修繕資金又は修業資金である場合においては、法第三十条第四項に規定する場合を除き
その貸付を受けている同族第一順に規定する者の居住地とする。）を管轄する福祉事務所長を経由して
都道府県知事に提出しなければならない。

（貸付の増減及び貸付金の減額）
第九條 別に規定を得る資金生活資金、修業資金又は修業資金の貸付を受けている者は、いつでも、その居
住地（当該貸付金が修業資金又は修業資金である場合においては、法第三十条第四項に規定する場合を除
き、その貸付を受けている同族第一順に規定する者の居住地とする。）を管轄する福祉事務所長を経由し
て、都道府県知事に、将来に同つて貸付金を受けることを希望し、又は貸付金を減額することを申請する
ことができる。

2. 都道府県は、前項の規定による申出があつたときは、将来に同つて貸付金の貸付をやめ、又は貸付金
を減額しなければならない。

（生活資金の減額）

第十條 次条第一項第二号又は第三号に該当する場合を除き、生活資金の貸付を受けている者が別に規定
している限度を左の各号の一に該当するに至つた場合において、その生活資金の額は法第四條第四号の規定によ
る限度額をこえるに至つたときは、都道府県は、当該新田の生じに日の属する月の翌月から、将来に同
つて、その生活資金をその限度額まで減額しなければならない。

一 二十歳に達したとき。

二 死亡したとき。

三 当該生活資金の貸付を受けている者の状態を受けなくなったとき。

2. 生活資金の貸付を受けている者は、前項の規定により貸付金の額が将来に同つて減額されるべき事由

が生じたときは、すみやかに、その居住地を管轄する福祉事務所長を経由して、その旨を都道府県知事
に届け出なければならない。

（地主としての資格を失つた場合等における貸付の停止）

第十一條 技能習得資金及び生活資金の貸付は、左に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事由
が生じた日の属する月の翌月から、将来に同つてやめられるものとする。

一 貸付金の貸付を受けている者が、既婚者のない女子でなくなったとき。

二 貸付金の貸付を受けている者が扶養している者が、児童を扶養しなくなったとき。

三 貸付金の貸付を受けている者が、死亡したとき。

四 貸付金の貸付を受けている者が、技能習得資金の貸付による知識、技能の習得をやめたとき。

2. 修業資金の貸付は、左に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の
翌月から、将来に同つてやめられるものとする。

一 貸付金の貸付を受けている法第三條第一項に規定する者が、既婚者のない女子でなくなったとき。

二 貸付金の貸付を受けている法第三條第一項に規定する者が、その貸付により就学し、又は実地修
練を受けている者を扶養しなくなったとき。

三 貸付金の貸付により、就学し、又は実地修練を受けている者が、退学し、又は実地修練をやめたと
き。

四 法第三條第四項の規定により経費して修業資金の貸付を受けて就学し、又は実地修練を受けている
者が、死亡したとき。

3. 修業資金の貸付は、左に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の
翌月から、将来に同つてやめられるものとする。

一、貸付金の貸付を受けている法第三條第一項に規定する者、既婚者及び女子でなくかつ二十歳以上、
二、貸付金の貸付を受けている法第三條第一項に規定する者が、その貸付により知識、技能を習得している見
望を扶養しなくかつたとき。

三、貸付金の貸付により知識、技能を習得している見望が、二十歳に達し、又は当該習得をやめたととき。
四、法第三條第四項の規定により継続して職業資金の貸付を受けて知識、技能を習得している見望が、死した
とき。

八、貸付金の貸付を受けている者（その貸付金が修学資金又は職業資金である場合においては、法第三條第四項
に規定する場合を除き、その貸付を受けている同条第一項に規定する者とする）は、前二項の規定により貸付が得未
に回つてやめられべき理由が生じたときは、すみやかに、その居住地を管轄する福祉事務局長を通知して、
その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。但し、第一項第四号、第二項第四号、又は前号第四号の場
合においては、同様の親族又は保証人が代わつて届け出るものとする。

五、修学資金又は職業資金の貸付を受けている法第三條第一項に規定する者が死亡したときは、その貸付により
就学し、若しくは技能修練を受け、又は知識、技能を習得している者は、すみやかに、その居住地を管轄する
福祉事務局長を通知して、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

（都道府県の区域外からの届出等）

第十二條 第六條から前条までの規定による届出、申請又は申請は、届出、申請又は申請をする者の住所、当
該都道府県の区域外にあるときは、それぞれ、規定にかかわらず、福祉事務局長を通知し、所轄するものとする。

（適用規定） 前二條から前条までの規定は、その適用を受ける場合における届出は、この限りでない。

第十三條 第二條第一項但書及び第三項の規定は、第四條の規定による借付書の提出及び第六條から第十一條ま
での規定による届出、申請又は申請は、申請書に添付する。但し、借付書の提出又は届出、申請若しくは申請をする
者の住所が当該都道府県の区域外にあるときは、この限りでない。

（貸付金停止された場合の返還期間）

第十四條 技能習得資金、生活資金、修学資金又は職業資金の貸付期間中に将来にわたつてその貸付がやめられた場
合（貸付金の貸付を受けている者の滞留による場合を除く。）には、既に貸し付けられた貸付金について

の返還期間は、その貸付がやめられた後六ヶ月を経過するまでとする。
（又利均等償還の原則）

第十五條 法第五條第一項の規定による貸付金の返還償還、半半償還又は月賦償還は、それぞれ又利均
等償還の方法によるものと原則とする。

（施行の細則の委任）

第十六條 第二條から前条までの定めるものの外、貸付申請書、貸付決定通知書、借付書その他の書類の
様式、その他貸付に関する業務の実施について必要な事項は、都道府県知事が定める。

（貸付業務の廃止）

第十七條 都道府県は、貸付金の貸付業務を廃止したときは、その廃止における未貸付額に就ては、直ちに
その二分の一に相当する金額を国に償還し、その残額において支拂を受ける貸付金の償還金（利息及び法第
九条の規定による違付金を含む。）のうち、毎年四月一日から九月三十日までの間に支払を受けた者につ
いては、十月三十一日まで、十月一日から翌年三月三十一日まで、前項に支払を受けたものについて
は、四月三十日まで、それぞれその二分の一に相当する金額を国に償還しなければならぬ。

（国の負担金）

第十八條 法第十五條第五項の規定による国の負担は、厚生大臣が定める高福祉事務所の数を基準として、
都道府県ごとに定める数の範囲内において都道府県が置く母子相談員に係る左の表の上欄に掲げる項目
の経費につき、それぞれ同表下欄に定める額を基準とし、地域差等を考慮して算定した金額の二分の一
とする。

母子相談員の手当

一人につき年額五万円

母子相談員がその職務を行つに要する旅費

一人につき年額一万円

（四）

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則

一八七〇年三月六日

附則

- 一 二の政令は、公布の日から起算して、第十八條の規定は、昭和二十八年年度の起算から適用する。
- 二 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。
第四十六條中第三号を第四号とし、以下同次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十五号）の施行に關する事。

十五 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行規則

（四の貸付を受ける申請手続）

- 第一條 都道府県は、母子福祉資金の貸付等に関する法律（以下「法」という。）第十三條第一項の規定による四の貸付を受けようとするときは、五に掲げる事項を記載した貸付申請書を厚生大臣に提出しなければならない。
- 一 貸付を受けようとする金額
- 二 貸付業務計画の概要
- 三 貸付金の交付を受けようとする満期
- 四 この他必要となると認められる事項
- 五 前項の貸付申請書には、同項第二号にかゝる特別会計歳入歳出予算に關する書類を添附しなければならない。
- 六 都道府県は第一項の申請をし、かつ、する場合において、現に法による、貸付金の貸付業務を行つてゐるときは、同項の貸付申請書に、同項第二号にかゝる当該会計年度の特別会計歳入歳出予算並びに前会計年度の貸付業務計画及びその特別会計歳入歳出予算に關する書類を添附しなければならない。

四 厚生大臣は、前三項に掲げるものの外、四の貸付金の貸付に關し、必要と認める書類の提出を求め、ることのできる。

（貸付業務の報告）

- 第一條 法第十四條の規定による貸付金の貸付業務の状況に關する報告は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四ヶ月以内に、五に掲げる書類を厚生大臣に提出するものとする。
- 一 貸付業務成績書
- 二 特別会計歳入歳出決算書の写
- 三 都道府県知事は、法第十三條第二項の規定により都道府県が貸付金の貸付業務を廃止したときは、同条同項の規定による措置をとるごとに、五に掲げる書類を厚生大臣に提出するものとする。
- 四 四に掲げる書類の類
- 五 都道府県が五に掲げてゐる貸付金の状況及び当該貸付金に關する償還計画
- 六 厚生大臣は、前三項に掲げるものの外、貸付金の貸付業務の状況に關し、必要と認める書類の提出を求め、ることのできる。

附則

この省令は、公布の日から起算して、

十六 児童福祉法

- 第三十六條 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けることを目的とする施設とする。
 - 第三十七條 乳児院は、乳児を入所させて、これを養育することを目的とする施設とする。
- 前項の規定による養育は、必要があるとき、乳児が病に罹つたとき、これを治療すること、

である。

第三十八條、女子は、既婚者のない女子又はこれに準する事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入前せしめて、これらの者を監護することを目的とする施設とする。

第三十九條、採育所は、毎日保護者の委託を受けて採育に欠ける、その乳児又は幼児を採育することを目的とする施設とする。

採育所は、病児の看護にかかわり、特に必要があるときは、毎日保護者の委託を受けて、採育に欠ける、その児の児童を採育することを目的とする。

十七、戦傷病者戦没者遺族等援護法

第二十三條、左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一、在戦期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在戦期間内又は在戦期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

二、障害年金又は軍人たるに於ける増加恩給（その支給事由である負傷又は疾病による不具障害の程度が才七條才一項に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失ふことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族、軍属又は軍属であつた者の遺族に対しては、前項才一項に規定する負傷又は疾病が昭和二十九年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害に於けるものである場合に限り、遺族年金を支給する。

第二十四條、遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの（死亡した者の死亡当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかった）たるものは、この条件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。）とする。

死亡した者の死亡当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

第二十五條、夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族が昭和二十七年

四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その小の各号に規定する条件に該当する場合及びその後はじめてそれと小の各号の条件に該当するに至つた場合に支給する。

一、夫については、不具喪疾であつて、生活資料を得ることができないこと。
二、子については、十八才未満であつて、配偶者がいないこと、又は不具喪疾であつて生活資料を得ることが出来ないこと。

三、父及び母については、六十才以上であること。不具喪疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができざる直系血族がないこと。

四、孫については、十八才未満であつて、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができざる直系血族がないこと、又は不具喪疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することが出来る直系血族がないこと。

五、祖父及び祖母については、六十才以上であつて、その者を扶養することができざる直系血族がないこと、又は不具喪疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができざる直系血族がないこと。

昭和二十八年三月三十一日までの間に六十才に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において六十才であるものとみなす。

第三十六條 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。

一、先順位者が一人の場合においては、二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二万五千二百円）

二、先順位者が二人以上ある場合においては、二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二万五千二百円）に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

（後略）

第三十一條 遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一、死亡したとき。

二、日本の国籍を失つたとき。

三、離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

四、夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第三十五條第一項各号に規定する条件に該当しなくなつたとき。

五、配偶者については、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。以下同じ。）したとき、又は第三十四條第一項に規定する者が死亡した者の兄弟姉妹で死亡した者の死亡当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものの以外、の者の養子となつたとき。

六、父、母、祖父又は祖母が婚姻によりその氏を改めたとき。

（後略）

第三十四條 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職

在職期間内又は在職期間前至退職後、これにより死亡した軍人軍族又は軍人軍族たる者の遺族には、予慰金を支給する。

(後略)

第三十五條 予慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で死亡した者の死亡当時日本の国籍を有していたものとす。

第三十六條 予慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をとつていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一、配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に前條第二項に規定する遺族以下本條において遺族といふ以外者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合で、死亡した者と同じ代を称していた配偶者がその代を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）

二、子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本條において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三、父母

四、孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五、祖父母

六、兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七、オニ号において同号の順位から除かれている子

八、オ四号において同号の順位から除かれている孫

九、オ六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十、オ一号において同号の順位から除かれている配偶者

(後略)

第三十七條 予慰金の額は、死亡した者一人につき五万円（オ三十四条オニ項からオ四項までの規定により支給する予慰金にあつては、一人につき五万円）とし、十年以内に償還すべき記名國債をわけて交付する。

(後略)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は予慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。但し、國民金融公庫及び別に法律で定める金融機關に担保に供する場合、この限りでない。

第四十七條 障害年金、遺族年金又は予慰金を受ける権利及びオ三十七條に規定する國債は、差押えることができない。但し、国税徴収法（明治三十年法律オ三十一号）又は国税徴収の例による場合においてこの限りでない。

第四十八條 障害年金、オ十七條又はオ三十一條の規定により支給を受ける金品及び予慰金並にオ三十七條に規定する國債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該國債の譲渡による所得については所得税を課さない。

(後略)

十八 未帰還者留守家族等後護法

第四條 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

留守家族は、当該未帰還者が死亡してゐたことが後に判明した場合において、その死亡の日以前に

のほつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることではない。

第五條 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

留守家族手当の支給は、これを受けるようとする者の申請に基いて行う。

第六條 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母にそれぞれ充たつものとする。

(後略)

第七條 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとき小ば、留守家族が主としてこの者の収入によつて生活維持していると認められる場合であつて、且つ、夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、又は祖父母については、これらの者が小ば左の各号に規定する條件に該当する場合に支給する。

- 一、夫については、不具瘥疾であること。
- 二、子については、十八才未満であること、又は不具瘥疾であること。
- 三、父母については、六十才以上であること、不具瘥疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することのできる直系血族がないこと。
- 四、孫については、十八才未満であること、又は不具瘥疾であること。
- 五、祖父母については、六十才以上であること、又は不具瘥疾であること。

第八條 留守家族手当の月額額は、二千三百円(昭和二十八年十月三十一日までは二百四十円)とする。但し、前條の規定に該当する留守家族が一人以上ある場合においては、二千三百円(昭和二十八年十二月三十一日までは二百四十円)にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

第十六條 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の事情にある者又はオニ條オニ項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三十円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

第二十六條 オニ條オニ項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により買傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつている場合、帰還後三年(療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間)以内になつた場合又はなつたがその期間を経過した場合において別表中欄に掲げる程度の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

第三十一條 この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第三十二條 この法律により支給を受けた金額を標準として、祖親その他の公課を課することができない。

(後略)

障害の程度	障害の状態	金額
第七級	九 女子の外観に著しい醜状を残すもの	一八〇〇〇円
第十二級	十三 男子の外観に著しい醜状を残すもの 十四 女子の外観に醜状を残すもの	四八〇〇円
第十四級	一〇 男子の外観に醜状を残すもの	一六〇〇円

十九 所得税法

第一条 この法律の施行に必要とし又は一年以上居住を有する個人は、この法律により、所得税を納める義務がある。

以下略

第二条 前条第一項の規定に該当する個人については、所得の全部に対し、所得税を課する。

以下略

第六条 左に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 略

二、傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金

三、旅費、学資金及び法定扶養料

以下略

第十一条の三 第一条第一項の規定に該当する個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。）以下本條に

おいて同じ。）について損失額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）が、その個人の総所得金額及び返還所得の金額の合計額の十分の一を超過するときは、その超過額を、その個人の総所得金額又は返還所得の金額から控除する。第一条第一項の第一号の規定に該当する個人のこの法律の施行地にある資産に係るこれらの損耗については、同様に控除する。

第十一条の四 第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族に係る医療費又は歯科診療費（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）以下医療費というものを支払った場合において、その支出した額が、その個人の総所得金額及び返還所得の金額の合計額の百分の五を超過するときは、その超過額（その金額が十五万円をこえる場合においては十五万円）をその個人の総所得金額又は返還所得の金額から控除する。

前項に規定する医療費の範囲は、命令でこれを定める。

第十一条の五 第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合においては、その支払った金額又はその控除される金額を、その個人の総所得金額又は返還所得の金額から控除する。

第十一条の六 第一条第一項の規定に該当する個人の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険人とする生命保険契約のために支払った生命保険料がある場合においては、その支払った生命保険料の金額（その金額が八千円をこえる場合においては、八千円）を、その個人の総所得金額又は返還所得の金額から控除する。

第十一条の七、第一条第一項の規定に該当する個人が扶養親族がある場合においては、扶養親族の数に依り、左に掲げる金額を、その個人の総所得金額又は返還所得の金額から控除する。

- 一 扶養親族が一人である場合 三万五千円
- 二 扶養親族が二人である場合 五万五千円

三 扶養親族が三人である場合 七万五千円
四 扶養親族が三人をこえる場合 七万五千円
に扶養親族の数が三人をこえることに一万五千円を加算して得た金額
生計を一にする親一条一項の規定に該当する納税義務者が二人以上ある場合において才八条一項

後段但書の規定により二水らの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる扶養親族の区分にたじ、各扶養親族につき当該各号に掲げる金額を才一条一項の規定に該当する個人の総所得金額又は選取所得の金額から控除する。

- 一 才一項位の扶養親族 三万五千円
- 二 才二順位又は才三順位の子孫親族 一万円
- 三 前二号に掲げる扶養親族以外の扶養親族 一万五千円

前項各号の扶養親族の順位は、命令で二水を定める。

第十三条 才一条一項又は才二項才一項の規定に該当する個人については、その総所得金額又は選取所得の金額から六万円を控除する。

第十四条 所得税は、前七条の規定による控除後の総所得金額（以下総所得金額といふ。）を、それと水、左の各号に区分して、適次に各税率を適用して計算した金額の合計額により、二水を課する。

- 一 二万円以下の金額 百分の十五
- 二 二万円をこえる金額 百分の二十
- 三 七万円をこえる金額 百分の二十五
- 四 十二万円をこえる金額 百分の三十

- 一 二十万円をこえる金額 百分の三十五
- 二 三十万円をこえる金額 百分の四十
- 三 五十万円をこえる金額 百分の四十五
- 四 百万円をこえる金額 百分の五十
- 五 二百万円をこえる金額 百分の五十五
- 六 三百万円をこえる金額 百分の六十
- 七 五百万円をこえる金額 百分の六十五

第十五条 才一条一項の規定に該当する個人に不具者である扶養親族がある場合にはその個人の才十三条乃至才十四条の二の規定により計算した所得税額又は前条の規定による所得税額から四千円（当該不具者が遺族等被扶養法

才七条（障害年金の支給）の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円）を控除する。

第十五条の三 才一条一項の規定に該当する個人が老年者である場合には、その個人の才十三条乃至才十四条の二の規定により計算した所得税額又は才十五条の規定による所得税額から四千円（当該老年者が遺族等被扶養法才十三条（遺族年金の支給）の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）を控除する。

第十五条の四 才一条一項の規定に該当する個人が寡婦である場合には、その個人の才十三条乃至才十四条の二の規定により計算した所得税額又は才十五条の規定による所得税額から四千円（当該寡婦が遺族等被扶養法才十三条の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）を控除する。

第十五条の五 才一条一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合には、その個人の才十三条乃至

第十四条の二の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額が、四ヶ年（当該動産
の所有が連年者又は帰属する期間がない場合において、遺族等保護法が二十三年の規定により遺族年金を支ける
者であるときは六ヶ年）を控除する。

二十 相続税法

第一条 左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一 相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）により取得した
個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二 相続によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律
の施行地に住所を有しないもの

第二条 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一 贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。）により取得した
個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二 贈与又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において
この法律の施行地に住所を有しないもの

第三条 オーストラリアの二の二の規定に該当する者については、その者が相続により取得した財産の全部に対し、
相続税を課する。

第四条 オーストラリアの二の二の規定に該当する者については、その者が相続により取得した財産でこの法律の施行地にあ
るものに対し、相続税を課する。

第五条 オーストラリアの二の二の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈により取得した財
産の全部に対し、贈与税を課する。

第一条の二オーストラリアの二の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈により取得した財産でこの法律
の施行地にあるものに対し贈与税を課する。

第三条 左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続
又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人（包括受遺者を含む。以下
同じ。）であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは
当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

一 被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金
を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険
料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの金額に対する割合
に相当する部分

二 被相続人の死亡により相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであった退職金、功
労金その他これらに準ずる給与（被相続人の死亡後三年以内支給が確定したものに限る。）の支給を
受けた場合においては当該給与の支給を受けた者について、当該給与

三 相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が
生じた場合において返戻金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。）で被相
続人が保険料の全部又は一部を納付し、且つ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の受取人である場合においては当該生命保
険料の受取人について、当該契約に關する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険
料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの金額に対する割合に相当する部分

四 相続開始の時において、まだ定期金給付事由が発生していない郵便年金契約その他の定期金給付契
約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該定期金給付契約の契約
者であるものがある場合においては、当該定期金給付契約の契約者について、当該契約に關する権利

のうち被相続人が負担した掛金の金額の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に對する割合に相當する部分

五 郵便年金契約その他の定期金給付契約で定期金受取人の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して繼續して定期金を給付するものに基いて定期金受取人たる被相続人の死亡後相続人その他の者が定期金受取人となつた場合においては、当該定期金受取人となつた者について、当該定期金給付契約に關する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に對する割合に相當する部分

六 被相続人の死亡に因り相続人その他の者が遺給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料に關する権利その他定期金に關する権利で契約に基くものの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に關する権利を取得した者について、当該定期金に關する権利（オニ号に掲げる給付に該當するものを除く）

前項オ一号又はオニ号からオ五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。但し、同項オニ号又はオ四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

オ一項オニ号又はオ四号の規定の適用については、被相続人の遺言により払い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

オ五号 生命保険契約の保険事故が発生した場合において、当該契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額の当該契約に

係る保険料で当該保険事故が発生した時まで払い込まれたものの全額に對する割合に相當する部分を当該保険料を負担した者から贈与に因り取得したものとみなす。

前項の規定は、生命保険契約について返還金その他これに準するものの取得があつた場合について準用する。

前二項の規定の適用については、オ一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。

但し、オニ條オ一項（相続又は遺贈に因り、取得したものとみなす場合） オニ号の規定により前二項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準するものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

オ一項の規定は、オニ條オ一項オ一号の規定によりオ一項に規定する保険金受取人が同号に掲げる保険金を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされる場合においては、当該保険金に相當する部分については、適用しない。

オ六条 郵便年金契約その他の定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金の全部又は一部が定期金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に關する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金の金額の当該契約に係る掛金で当該定期金給付事由が発生した時までに払い込まれたものの全額に對する割合に相當する部分を当該掛金を負担した者から贈与に因り取得したものとみなす。

前項の規定は、郵便年金契約その他の定期金給付契約について返還金その他これに準するものの取得があつた場合について準用する。

以下略

第十一條 相続に因り財産を取得した者が才一条才一等（被相続人の被相続者）の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続に因り取得した財産の価額の合計額をわけて、相続税の課税価格とする。

相続に因り財産を取得した者が才一条才二等（制限相続義務者）の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をわけて、相続税の課税価格とする。

第十二條 左に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一 皇室経済法（昭和二十二年法律才四号）才七条（皇位とともに伝わるべき由緒ある物）の規定により皇位とともに皇嗣が受けし物

二 相続に因り取得した墓所、霊廟及び祭具並にこれらに準ずるもの

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものの相続に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することと確実なものの

四 相続人の取得した才三条才一項才一号に掲げる保険金でその合計額のうち三十万円までの金額に相当する部分

五 相続人の取得した才三条才一項才二号に掲げる給与で、その合計金額のうち三十万円に当該合計金額が同号の被相続人の死亡に因り相続人の被相続者の全員が取得する同号に掲げる給与の合計金額のうちに占める割合に乘じて算出した金額までの金額に相当する部分

前項才三号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は課税価格に算入する。

第十三條 相続に因り財産を取得した者が才一条才一号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額のうち左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

二 被相続人に係る葬式費用

以下略

第十四條 配偶者やらの相続に因り財産を取得した場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除を受ける場合には、その控除後の価額）から当該財産の価額に十分の五の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。（この控除を「配偶者控除」という。）

配偶者控除を受けることができる者は、左の各号の一に該当する者に限る。

一 前項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者

二 前項の規定に該当する旨の記載をした期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三 才三十五才五項（申告書の提出期限前の決定）の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者

第十七條 相続税については、課税価格から五十万円を控除する。

第十八條 相続税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に已分し、速次に各税率を適用し、算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額

百分の十五

二十万円をこえる金額

百分の二十

五十万円をこえる金額	百分の二十五
百万円をこえる金額	百分の三十
一百万円をこえる金額	百分の三十五
四百万円をこえる金額	百分の四十
七百万円をこえる金額	百分の四十五
一千万円をこえる金額	百分の五十
二千万円をこえる金額	百分の五十五
三千万円をこえる金額	百分の六十
五千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十

第二十一條の三、左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

- 一 法人からの贈与に因り取得した財産
- 二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、学術その他の公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することとが確実なものであるもの

四 公取選挙法（昭和三十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公取の候補者が選挙運動に因り贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの

第二十一條の四、贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

第二十一條の五、贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の二十
二十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十
四百万円をこえる金額	百分の四十五
七百万円をこえる金額	百分の五十
一千万円をこえる金額	百分の五十五
二千万円をこえる金額	百分の六十
三千万円をこえる金額	百分の七十

二十一 地方税法

第二百九十二條 市町村長税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 六 略
- 七 扶養親族 市町村長税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その前年の総所得金額が二十万円以下である者という。

この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、政令の定めるところによつて納税義務者のいづれか一人の扶養親族であるものとする。

入 不具者 心身喪失の常況にある者及びめくりその他の身体障害者である所得税法八条第一項（不具者の意義）に規定する不具者をいう。

九 同居の妻 夫と生計を一つにする者をいう。

十 寡婦 女子を離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は妻で夫の生死の明らかでないもののうち、扶養親族を有するものをいう。

十一 略

十二 所得割 所得税額 課税総所得金額若しくは課税総所得金額から所得税額を控除した金額（以下「所得税額等」とし総称する。）を課税標準として課する市町村民税又は法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

十三 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいう。

第二百九十四條 市町村民税は、才一号及び才三号の者に對しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、才二号及び才四号の者に對しては均等割額によつて課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家族敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

四 市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの
第二百九十五條 市町村は、左の各号の一に該当する者に對しては、市町村民税を課することができない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法（昭和二十五年五月法律才一四四号）の規定による生活扶助を受けている者

三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦（これらの者が前年中において十万円をこえる所得を有した場合を除く。）

市町村は、前項才三号の者がその者と生計を一つにする配偶者その他の親族で所得税法才十一條第一項（事業従親族の所得の取扱）の規定の適用を受ける者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く。）を有する場合においては、前項才三号の規定にかゝらず、同号の者に市町村民税を課することができるとがでない。

市町村は、同居の妻（夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く。）に對しては、均等割を課することができない。

第三百十一條 均等割の標準税率は、才二百九十四條才一号（市町村内に住所を有する個人）若しくは才二号（特定の個人）の者又は同條才三号（市町村内に事務所又は事業所を有する法人）若しくは才四号（特定の社団又は財団）の者について、それぞれ左の表の上欄の各号に掲げる市町村において当該各号に定める額とする。

市町村		納税義務者	
		才二百九十四條才一号又は才二号の者	才二百九十四條才三号又は才四号の者
市町村	（一）人口五十万以上の市	七百円	二千四百円
	（二）人口五万以、五十万未満の市	五百円	千八百円
	（三）前二号の市以外の市及び町村	三百円	千二百円

市町村は、前項に掲げる表の各号に定める標準税率をこえて課する場合においては、同表の上欄に掲げる各号の市町村について、才二百九十四條才一号又は才二号の者に對しては、それぞれ九百円、六百五十円及び四百円を、同條才三号又は才四号の者に對しては、それぞれ四百円、三千円及び二千円をこえて課することができない。

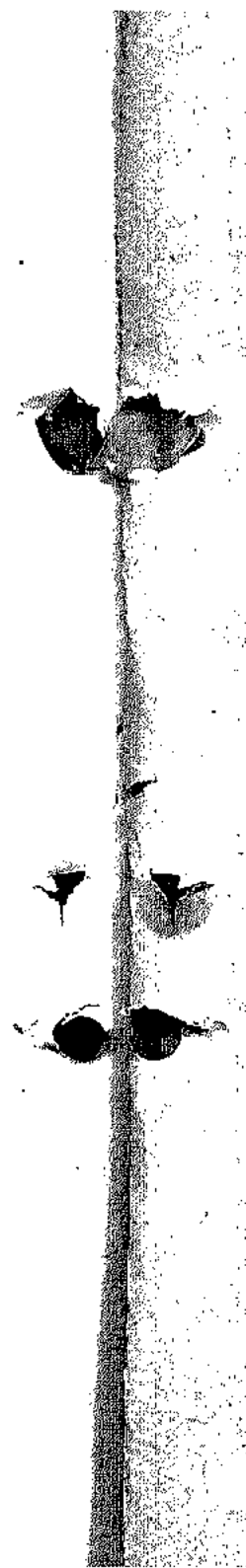
才一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。

（天色）

但し、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定める。

第三百十二條 市町村は、市町村民税の納税義務者が左の各号の一に該当する場合においては、その者に對して課する均等割の額を当該市町村の条例の定めるところによつて、軽減することができる。

- 一 均等割を納付する義務がある扶養親族を二人以上有する者及び当該扶養親族
- 二 所得税法第十一條のニオ一項後段（事業専従親族の所得の取扱）の規定の適用を受ける者で、その者と生計を一にする配偶者その他の親族の経営する事業から受ける所得以外の所得を有しない者



一九五四年三月二五日 贈答
一九五四年三月二八日 発行
編集人 労働省婦人少年局
発行人 労働省婦人少年局
印刷所 東京都千代田区富士見町一六
有限会社 協立社荏原印刷所